

議案第 16 号

市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例及び市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例及び市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例及び市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例(平成 4 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 6 項第 1 号中「4,000 円」を「3,000 円」に改め、同項第 2 号中「8,000 円」を「6,000 円」に改める。

(市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成 14 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号中「4,000 円」を「3,000 円」に改め、同項

第2号中「8,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 第1条の規定による改正後の市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例第15条第6項の規定は、平成19年10月1日(以下「施行日」という。)以後に保管する自転車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前に保管した自転車等については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定は、施行日以後に保管する自転車等について適用し、施行日前に保管した自転車等については、なお従前の例による。

## 理 由

撤去等を行った自転車等の引取率の向上を図るため、近隣市における自転車等の撤去等に係る利用者の負担額の状況を勘案し、利用者の負担額を引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。